

サプライチェーンにおけるサステナビリティ行動指針

日鉄物産グループは、持続可能な社会の実現に貢献するため、自らがサステナビリティへの取り組みを実践するとともに、サプライチェーンにおける人権や環境などのリスクの低減に取り組むことにより、サプライチェーン全体での持続的な発展を目指しています。

日鉄物産グループは、「サプライチェーンにおけるサステナビリティ行動指針」を制定し、サプライヤーをはじめとする取引先の皆さまに行動指針に対する理解と実践をお願いし、取引先の皆さまとともにサステナブルなサプライチェーンの構築に向けて取り組みを推進していきます。

1. 法令遵守・国際規範の尊重

事業活動を行う国や地域における関係法令の遵守、国際的なルール・慣行に配慮した公正な取引及び強要・贈収賄などの腐敗防止を徹底する。

2. 人権の尊重

- (1) 従業員の人権を尊重し、雇用における性別・人種・宗教などによる差別、各種ハラスメント、虐待などの非人道的な扱いを行わない。
- (2) 児童労働・強制労働を行わない。
- (3) 従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理し、過度な時間外労働を禁止する。
- (4) 法定最低賃金を遵守するとともに、生活賃金以上の支払いに配慮する。不当な賃金の減額を行わない。
- (5) 労使間の円滑な協議を図るため、従業員の団結権及び団体交渉権を尊重する。

3. 労働環境・安全衛生の確保

従業員に対して安全で衛生的かつ健康的な労働環境の整備に努める。

4. 品質管理

商品やサービスの品質・安全性を確保する。

5. 地球環境への配慮

- (1) 気候変動への対応のため、温室効果ガスの排出量の削減に努める。
- (2) 廃棄物の4R (Reduce、Reuse、Recycle、Renewable) に積極的に取り組み、排出量の削減に努める。
- (3) 自然生態系への影響を十分配慮し、生物多様性の維持・保全に努める。
- (4) エネルギー、水、その他資源の効率的な利用を促進し、使用量の削減に努める。
- (5) 環境汚染の予防、軽減に取り組む。

6. 情報セキュリティ

情報セキュリティに関する管理を適切に行う。

7. 是正措置

- (1) 取引先が本指針に違反し、人権や環境などへの負の影響を引き起こしていることが確認された場合、取引先に対し是正措置を求める。
- (2) 是正が困難と判断した場合は、当該取引先との取引の見直しを検討する。

8. 情報開示

上記の各項目に関する情報の適時・適切な開示を行う。